

【型式認証を取得している無人航空機一覧】（令和8年3月9日現在）

※型式認証等を受けた型式の無人航空機には、機体に型式認証書番号、型式及び製造番号が表示されています。

○第一種型式認証（各型式認証書番号より、「型式認証データシート」が閲覧可能です。）

型式認証書番号	型式名	型式認証保有者	機体の種類	初回認証日	型式認証基準		飛行禁止空域の飛行*2
			重量区分	有効期間満了日	サーキュラーNo.8-001*1	その他の基準	飛行の方法*2
第1号	ACSL式 PF2-CAT3型	株式会社ACSL	回転翼航空機 (マルチローター)	令和5年3月13日	型式認証データシート第I-1号 参照		
			4kg以上 25kg未満	令和11年3月12日			

○第二種型式認証（この一覧が「型式認証データシート」です。）

型式認証書番号	型式名	型式認証保有者	機体の種類	初回認証日	型式認証基準		飛行禁止空域の飛行*2
			重量区分	有効期間満了日	サーキュラーNo.8-001*1	その他の基準	飛行の方法*2
第1号	ソニーグループ式 ARS-S1型	ソニーグループ 株式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	令和5年12月22日	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局見解書（プロジェクトFT237アイテムG-1及びF-1、 令和5年12月14日発行）	C
			4kg以上 25kg未満	令和8年12月21日			c
第2号	センチュリー式D- HOPE I-J01型	株式会社 センチュリー	回転翼航空機 (マルチローター)	令和6年3月29日	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局連絡書（連絡書番号： CAB-FT2334-001（令和6年1月16日発行）及び CAB-FT2334-003（令和6年2月16日発行））	—
			4kg以上 25kg未満	令和9年3月28日			b
第3号	DroneWorkSystem式 EGL49J-R1型	株式会社 ドローンWORK システム	回転翼航空機 (マルチローター)	令和6年3月29日	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局連絡書（連絡書番号： CAB-FT2331-001（令和6年1月12日発行）及び CAB-FT2331-003（令和6年2月20日発行））	—
			25kg以上	令和9年3月28日			b, c
第4号	イームズ式 E6150TC型	イームズロボティクス株式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	令和6年4月5日	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで*3*4	なし	C
			4kg以上 25kg未満	令和9年4月4日			a, b, c
第5号	エアロセンス式 AS-VT01K型	エアロセンス 株式会社	回転翼航空機 (その他)	令和6年6月5日	令和4年12月2日付け 国空機第645号まで	国土交通省航空局連絡書（連絡書番号： CAB-FT2332-001（令和6年1月12日発行）及び CAB-FT2332-003（令和6年2月16日発行））	—
			4kg以上 25kg未満	令和9年6月4日			b
第6号	DJI式 DJI Mini 4 Pro型	DJI JAPAN 株式会社	回転翼航空機 (マルチローター)	令和7年5月23日	令和6年3月27日付け 国空機第724号まで*4	なし	C
			4kg未満	令和10年5月22日			a, b, c, d

型式認証書番号	型式名	型式認証保有者	機体の種類	初回認証日	型式認証基準		飛行禁止空域の飛行*2
			重量区分	有効期間満了日	サーキュラーNo.8-001*1	その他の基準	飛行の方法*2
第7号	Prodrone 式 PD4B-ML- Mark02 型	株式会社 Prodrone	回転翼航空機 (マルチローター)	令和7年6月24日	令和6年3月27日付け 国空機第724号まで*4	なし	C
			4kg以上 25kg未満	令和10年6月23日			b, c
第8号	ヤマハ発動機式 FAZER R 型	ヤマハ発動機 株式会社	回転翼航空機 (ヘリコプター)	令和7年9月12日	令和7年3月24日付け 国空機第1020号まで	なし	—(FAZER R G2 型以外) B (FAZER R G2 型)
第9号	FAZER R AP 型			25kg以上			
第10号	YANMAR YF390AX 型						
第11号	YANMAR YF390AX, AP 型						
第12号	FAZER R G2 型					a, e, f (FAZER R G2 型以外) a, b, e, f (FAZER R G2 型)	

*1 適用されるサーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和4年9月7日付け国空機第456号）の改正日を指す。例えば、「令和4年12月2日付け国空機第645号まで」は、サーキュラーNo.8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和4年9月7日付け国空機第456号。ただし、令和4年12月2日付け国空機第645号までの改正を含む。）が適用されることを示す。

*2 飛行禁止空域の飛行及び飛行の方法は、下表のとおり。詳細は、無人航空機飛行規程に従うこと。

*3 一部の基準については、令和6年3月27日付け国空機第724号が適用される。

*4 一部の基準については、令和7年3月24日付け国空機第1020号が適用される。

飛行禁止空域の飛行	
A	無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして航空法施行規則第236条の71第1項第1号から第3号までに定める空域の飛行
B	地表又は水面から150m以上の高さの空域（航空法施行規則第236条の71第1項第1号から第4号までの空域を除く。）の飛行
C	国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空（航空法施行規則第236条の71第1項各号の空域を除く。）の飛行
飛行の方法	
a	日出から日没までの間以外において飛行させること
b	当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視することなく飛行させること
c	当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離（30m未満）を保つことなく飛行させること
d	祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空の空域において飛行させること
e	当該無人航空機により爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送すること
f	当該無人航空機から物件を投下すること